

府中市職員における議員からの要望・申出等に係る記録等の取扱いに
関する要綱

令和4年4月1日
要綱第55号

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市職員倫理規程（令和4年1月府中市訓令第1号）第8条及び府中市職員の議員への対応に係る行動基準第2条第1項第8号の規定に基づき、議員からの要望・申出等に係る記録等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「要望・申出等」とは、議員からの面談、電話等による市の業務に関する要望、申出、資料の要求等をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 議会等の会議録が作成される会議等の場におけるもの
- (2) 要望書等の文書によるもの
- (3) 日常的に受ける軽微な照会、資料の請求等

(要望・申出等の記録)

第3条 職員は、議員から要望・申出等を受けたときは、速やかに当該要望・申出等に係る内容について対応記録票に記録するものとする。ただし、別に既存の記録様式がある場合において、対応記録票の記載事項が網羅されているときは、対応記録票に代えて当該記録様式を使用することができるものとする。

(報告)

第4条 職員は、議員から要望・申出等を受けたときは、速やかにその職員が所属する課等の長（以下「所属長」という。）を經由して部等の長（以下「部長」という。）に対応記録票により報告するものとする。

2 前項の規定により報告を受けた部長は、当該報告の内容のうち業務の執行において重要と判断するものについては、市長に報告するものとする。ただし、不当要求に係るものについては、速やかに総務管理部法制文書課コンプライアンス推進担当主幹及び総務管理部コンプライアンス推進担当参事の順に經由して市長に報告するものとする。

(対応記録票の管理及び公開)

第5条 所属長は、府中市文書管理規則（平成13年3月府中市規則第20号）の規定に基づき、対応記録票を適正に管理し、保存するものとする。

2 対応記録票は、府中市情報公開条例（平成12年9月府中市条例第27号）第2条第2項に定める公文書として、同条例第6条に定める開示の請求の対象となる。

（公表）

第6条 市長は、対応記録票により記録した議員からの要望・申出等の状況を集約し、定期的にその概要を公表するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第4条第2項ただし書の規定による報告を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、要望・申出等を行った議員に対し、当該要望・申出等の記録の内容の確認等必要な措置を講じた上で、その内容を公表することができる。

（様式）

第7条 この要綱の施行について必要な様式は別に定める。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和7年3月31日要綱第67号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。